（第３片）

国税　収納金整理資金　領収済通知書

申告番号	
令和　年度	（取扱庁名）
本税	
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
〔　　〕

（受入科目）
納付の目的

あて先
〔国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地〕

上記の合計額を領収しました。
令和　年　月　日
（領収者又は日本銀行取扱店名　　）

備考
1　第１号書式備考（４及び７（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。
2　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。
3　郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書収控の順に連続して接続することができる。
4　法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書については、納付書・領収証書の様題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の様題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。

（第３片）

国税　収納金整理資金　領収済通知書

申告番号	
令和　年度	（取扱庁名）
本税	
延滞税	
加算税	
加算税	
合計額	

国庫金

（納税者）
住所
氏名又は名称
代理人
〔　　〕

（受入科目）
納付の目的

あて先
〔国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地〕

上記の合計額を領収しました。
令和　年　月　日
（領収者　　㊞）

領収日付印

備考
1　第１号書式備考（４及び８（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別途して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。
2　納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。
3　郵便局において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、郵便局名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
4　郵便物（法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。）に係る納付書については、各片を領収済通知書、領収控及び納付書・領収証書収控の順に連続して接続することができる。
5　法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）に規定する納付書については、納付書・領収証書の様題の下部余白に「兼払込金受領証」と、領収控の様題の下部余白に「兼払込取扱票」と記載するものとする。